

050IP 電話転送ゲートウェイ機能に関する利用規約

群馬インターネット株式会社(以下「当社」といいます)は、050IP 電話転送ゲートウェイ機能に関する利用規約を定め、本規約を遵守することを条件として、050IP 電話 転送ゲートウェイ機能に関する契約(以下「本契約」といいます)を締結している契約者(以下「契約者」といいます)に対し、NTT コミュニケーションズ株式会社(以下サービス提供事業者)が運用する 050IP 電話転送ゲートウェイ機能を提供します。

第1条 (用語の定義)

用語	用語の意味
050IP 電話転送ゲートウェイ装置 (以下「本装置」といいます。)	050IP 電話 転送ゲートウェイ機能を提供するための装置
050IP 電話転送ゲートウェイ機能 (以下「本機能」といいます。)	利用回線から本装置を経由して、別に定める、「050IP 電話アプリケーション使用許諾」に規定するダイヤルアウトに係わる番号に着信する通信を、050IP 電話 転送ゲートウェイで一旦終端し、音源装置に接続する機能

第2条 (規約の範囲)

当社は、本規約を、契約者と当社との本機能に関する一切の關係に適用します。

- 2 本機能について本規約で定めのない事項は、群馬インターネットサービス約款が適用されるものとします。

第3条 (契約の単位)

当社は、1 の 050IP 電話契約に対して1の本機能を提供します。

第4条 (契約申込)

契約申込は、本規約の内容に同意した上で、当社所定の方法によって申し込むものとします。

- 2 本機能の申し込みと同時に 050IP 電話の申し込みをしたものとします。
- 3 本機能の申し込みは、別に定める「050IP 電話 アプリケーション使用許諾」に同意し、当社が別に定める「050IP 電話 アプリケーション」(以下「本アプリケーション」といいます)を使用することを条件とします。

第5条 (契約の不承諾)

当社は、次の各号に該当する場合には、契約申込を承諾しないことがあります。

- (1)当社が本機能の提供が技術的に困難と判断したとき
- (2)第4条に規定する申込内容に虚偽の事実があることが判明したとき
- (3)契約申込者が未成年、成年被後見人、被保佐人、被補助人のいずれかであるとき
(未成年者が親権者等法定代理人の同意を得た場合、又は成年被後見人、被保佐人、被補助人が 法定代理人、保佐人もしくは補助人の同意を得た場合は除きます)
- (4)契約申込者が、過去、本規約他当社のサービスにおいて、その利用規約等の規定に違反したことがあるとき
- (5)その他、本サービスの提供に支障が生じるおそれがあると当社が判断するとき

2 当社が本契約申込を承諾しない場合には、当社は申込者に対しその旨を通知します。

第6条 (契約の成立)

本契約は、当社が本契約申込を承諾することにより成立するものとします。

第7条 (契約内容の変更)

契約者は、第4条に規定する契約申込書の内容に変更があるときは、当社所定の方法により速やかに当社に通知するものとします。

第8条 (本機能)

当社は1の本契約につき1の本機能を提供します。

第9条 (権利義務の譲渡等)

契約者は、本契約上の権利又は義務の全部又は一部を、第三者に譲渡もしくは貸与し又は担保に供してはならないものとします。

第10条 (契約者が行う契約解除)

契約者は、本契約を解除しようとするときは、そのことを当社所定の方法により通知するものとします。

第11条 (料金等)

本機能の利用料は無料とします。

第12条 (音声ガイダンスによる告知)

本機能を経由して契約者に通話を着信する場合、本機能への発信者に対してサービス提供事業者が指定する音声ガイダンスを告知することについて、契約者はあらかじめ同意するものとします。

第13条 (通話品質)

本装置と本アプリケーション間は、インターネットサービスを介して転送されるため、通話品質又は接続に関する保証を一切行うことができないことについて契約者はあらかじめ同意するものとします。

第14条 (本規約の内容の変更)

当社は、契約者の同意を得ることなく、本規約の内容を変更することがあります。この場合の提供条件は、変更後の内容によります。

2 当社は、この規約を変更するときは、当社のホームページによるほか当社所定の方法により通知します。

第15条 (利用中止)

当社及びサービス提供事業者は、次の場合には、本機能の利用を中止することがあります。

- (1) サービス提供事業者の設備の保守上又は工事上やむを得ないとき
- (2) 天災、事変、その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがあるとき

- (3) 本機能が正常に動作せず、本機能を継続して提供することが著しく困難であるとき
- (4) サービス提供事業者の電気通信設備(これに附属する設備を含みます。)を不正アクセス行為から防御するため必要なとき

2 当社は、前項の規定により本機能の利用を中止するときは、あらかじめそのことを契約者に通知します。ただし緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

第16条 (利用停止および利用解除)

当社は、契約者が次にいずれかに該当するときは、本機能の利用停止および解除をすることがあります。

- (1) 当社に対する債務について、支払い期日を経過してもなお支払わないとき
- (2) 第4条に規定する申込内容に虚偽の事実があることが判明したとき
- (3) 第7条の契約内容の変更に基づく通知がないとき
- (4) 当社の名誉、又は信用を毀損したとき
- (5) 前2号のほか、この規約に反する行為であって、本機能又は接続契約などの主契約に関する当社の業務遂行又はサービス提供事業者の電気通信設備に支障を及ぼし、又は及ぼすおそれがある行為をしたとき
- (6) 当社に損害を与えたとき
- (7) 本サービスの1料金月あたりの通話料が、サービス提供事業者が別に定める一定額を超えた場合、サービス提供事業者から契約情報の確認を目的とした連絡を行う場合があるが、連絡がつかない等の理由により、契約情報を確認できないとき
- (8) その他、契約者として不適当なとき

2 当社は、前項の規定により本機能を利用停止および利用解除するときは、あらかじめ利用停止又は利用解除をする日、期間を契約者に通知します。ただし緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

第17条 (本機能の終了)

当社は、契約者に対して3か月以上前に通知し、本機能の提供を終了できるものとします。この場合、当社は、契約者その他いかなる者に対しても、いかなる責任も負わないものとします。

第18条 (個人情報の取扱い)

当社は、本サービスの提供にあたり、当社が取得する個人情報の取扱いについては、当社が別に定めるところによります。

第19条 (免責事項)

当社及びサービス提供事業者は、本機能を利用した場合に生じた損害については、その原因の如何によらず一切の責任を負わないものとします。